



水野 晃 議員

Q・改正地方教育行政法に関わる問題

A・町長は教育長を任用罷免できる。
教育長は、教育委員長と一本化



Q 4月施行の改正法は、平成21年に大津市で起きたいじめ自殺で、教委の形骸化が批判され、議論が始まった。

首長は、新教育長を任命、罷免できる。また、首長の権限もこの法に盛り込まれている。以下4点について問

- ① 改正法についての見解は。
- ② 町教育憲章を必要と考えるか。
- ③ 改正法によって、町長、教育長の権限は。
- ④ 4月から教育委員会ほどのように変わるか。

A ①責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を柱としている。

町長が招集する総合教育会議では、教

育委員と直接重点的な施策を協議する。これにより両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたる。

②法改正では、教育の中立性、継続性、安定性が前提で大綱は作られているため町教育憲章の必要はない。

③町長は、教育長を任用罷免できる。

教育長は、教育委員長と一本化した「新教育長」となり、教育委員会を代表し、事務執行の責任者である。

④総合教育会議が設置され、町長が大綱を策定する。

しかし、4月1日在任中の教育長は、現行の教育長として在職する。

Q・全国学力テストの結果、公表の是非

A・結果は公表しない

Q ①愛知県教育委員会への考えは。

②豊山町教育委員会の考えは。

③豊山の学力結果は。

④生徒の指導・対策は。

⑤学力向上には何が必要と考えるか。

A ①平均正答率等を一覧にした

公表は行わないと考えてある。

②結果を教育

現場に生かす、児童生徒の学力向上に役立てることにあ

る。

③概ね県の傾向と同じである。実施

年度によっ

ては、得意科目が異なるため変動している。

④学校が工夫をしながら指導方法の改善に努めている。

⑤教師の指導力、恵まれた学習環境、家庭での理解と支援が大切と考える。



ハイ！先生 活発な授業風景